

図-6.10.16(2) ケース 11 (ルート⑥進入：速度 220 ノット) 予測結果 (西之表東中継局)

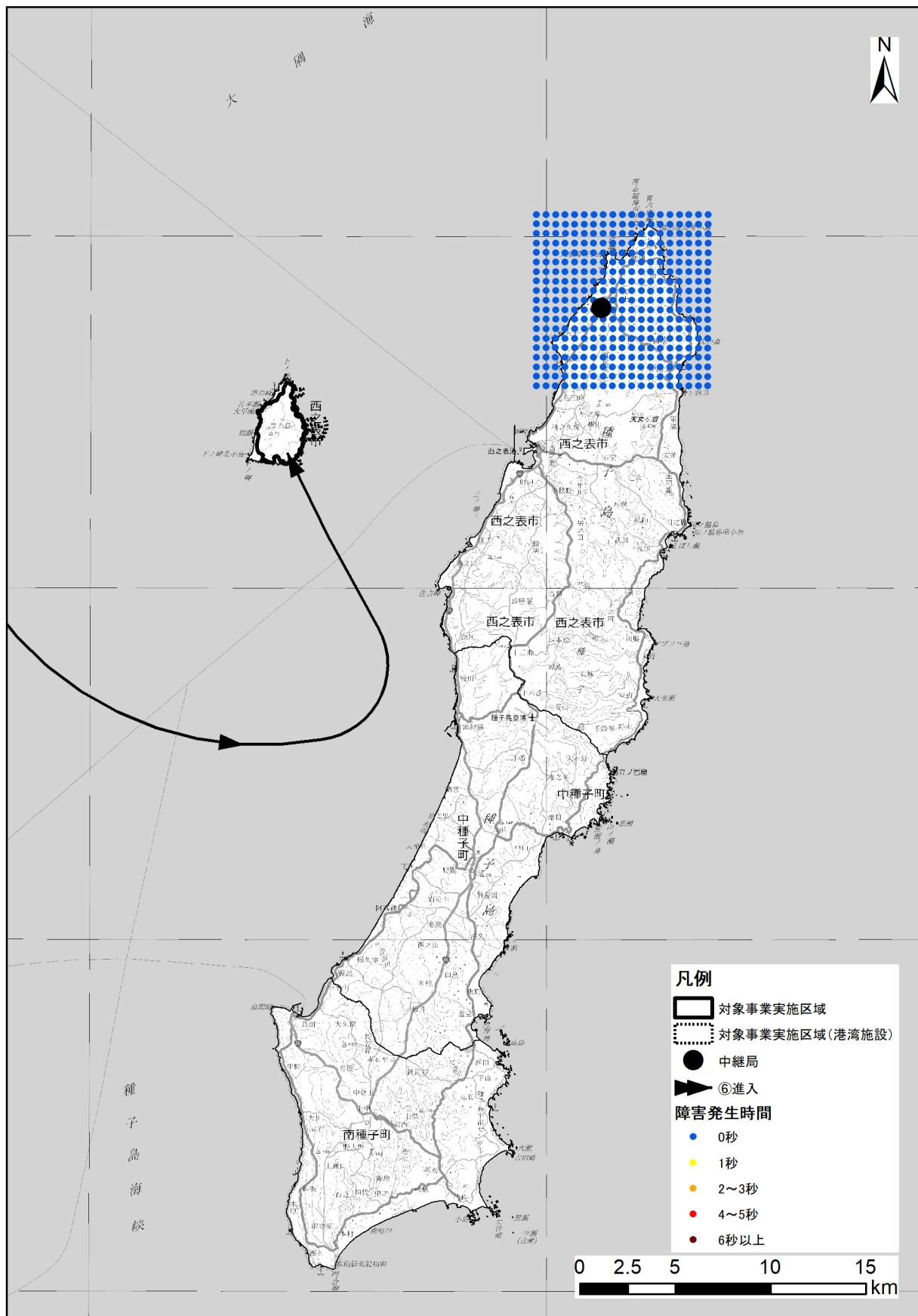


図-6.10.16(3) ケース 11 (ルート⑥進入：速度 220 ノット) 予測結果 (国上中継局)

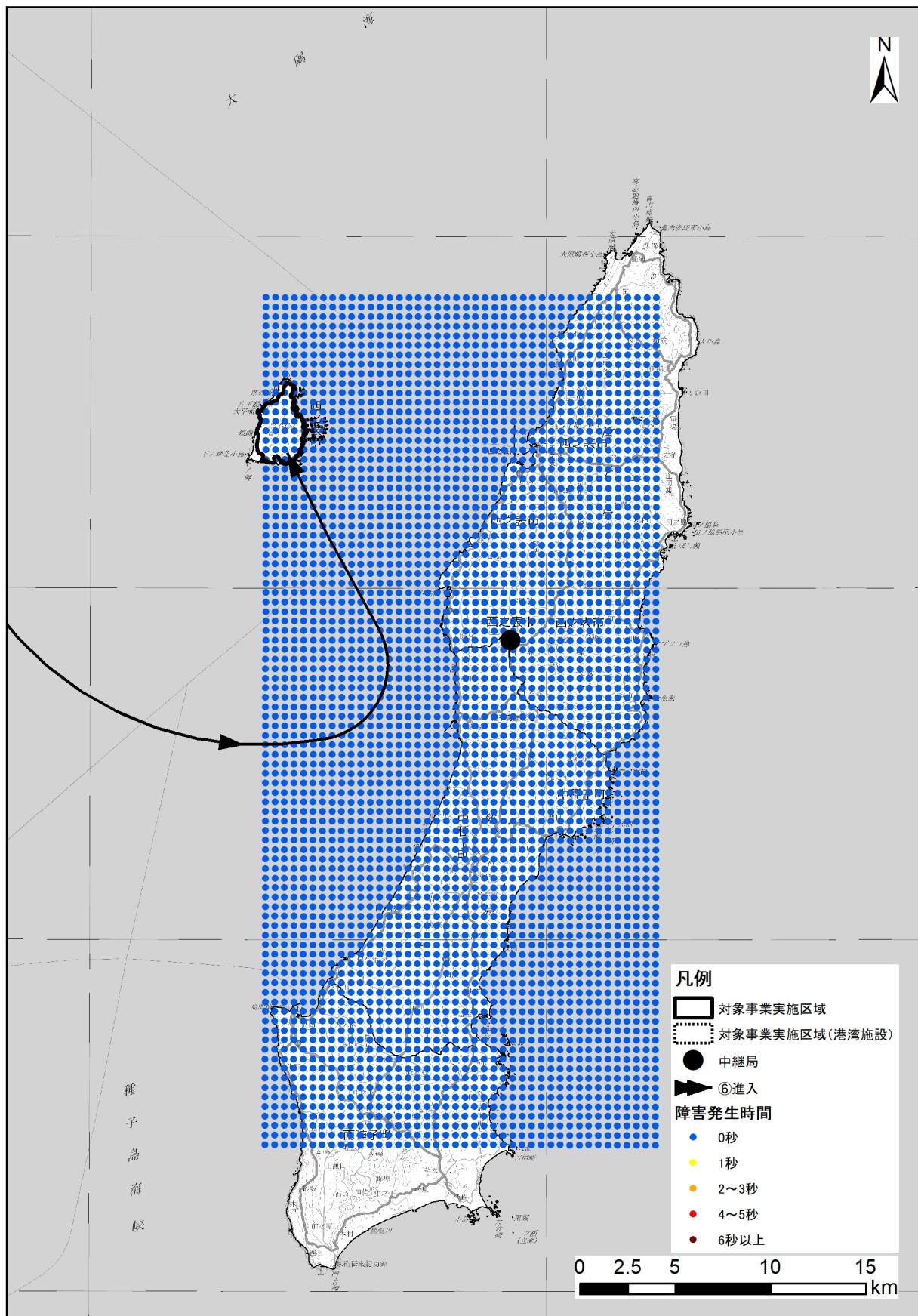


図-6.10.17(1) ケース 12 (ルート⑥進入：速度 400 ノット) 予測結果 (種子島中継局)

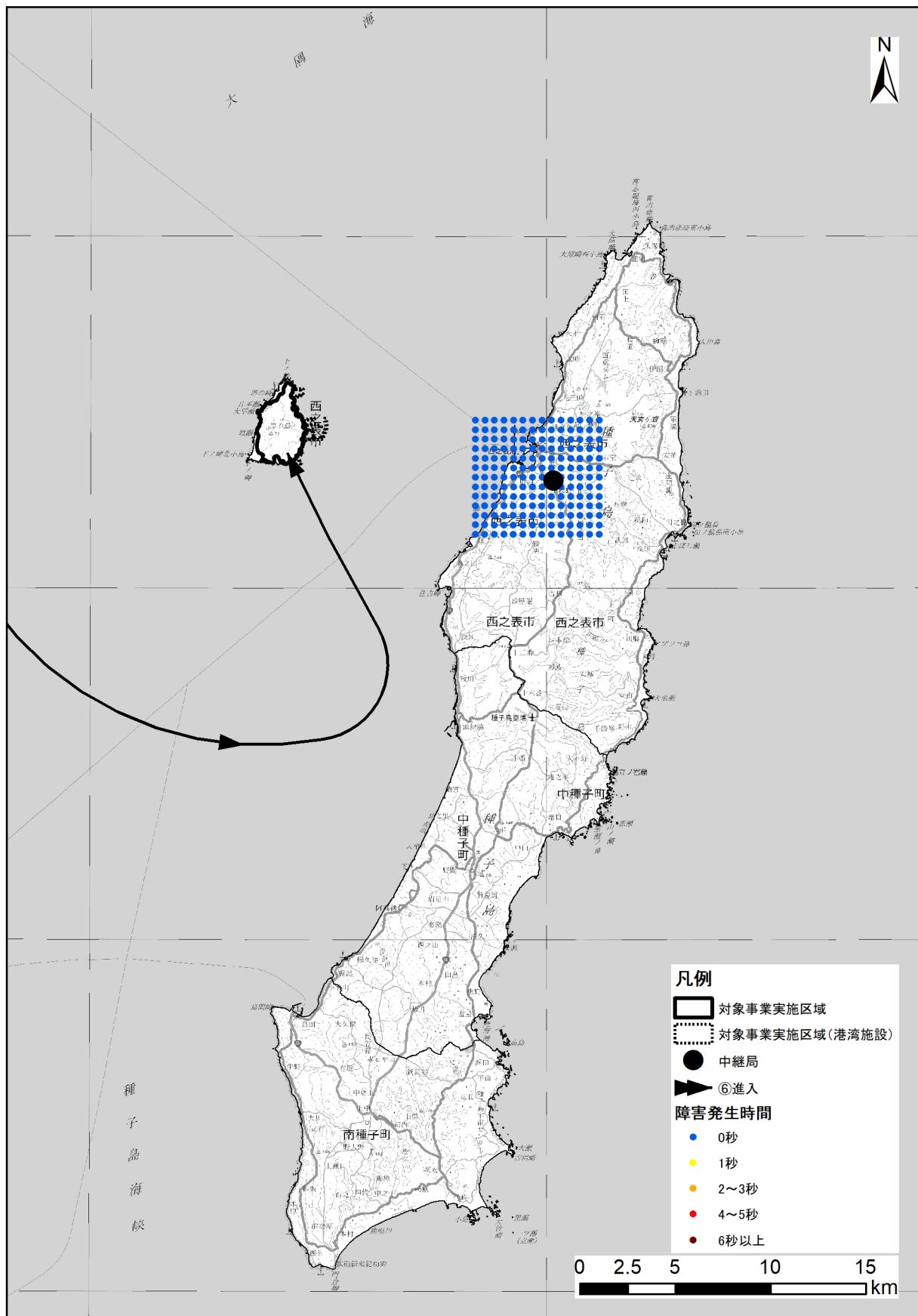


図-6.10.17(2) ケース 12 (ルート⑥進入：速度 400 ノット) 予測結果 (西之表東中継局)

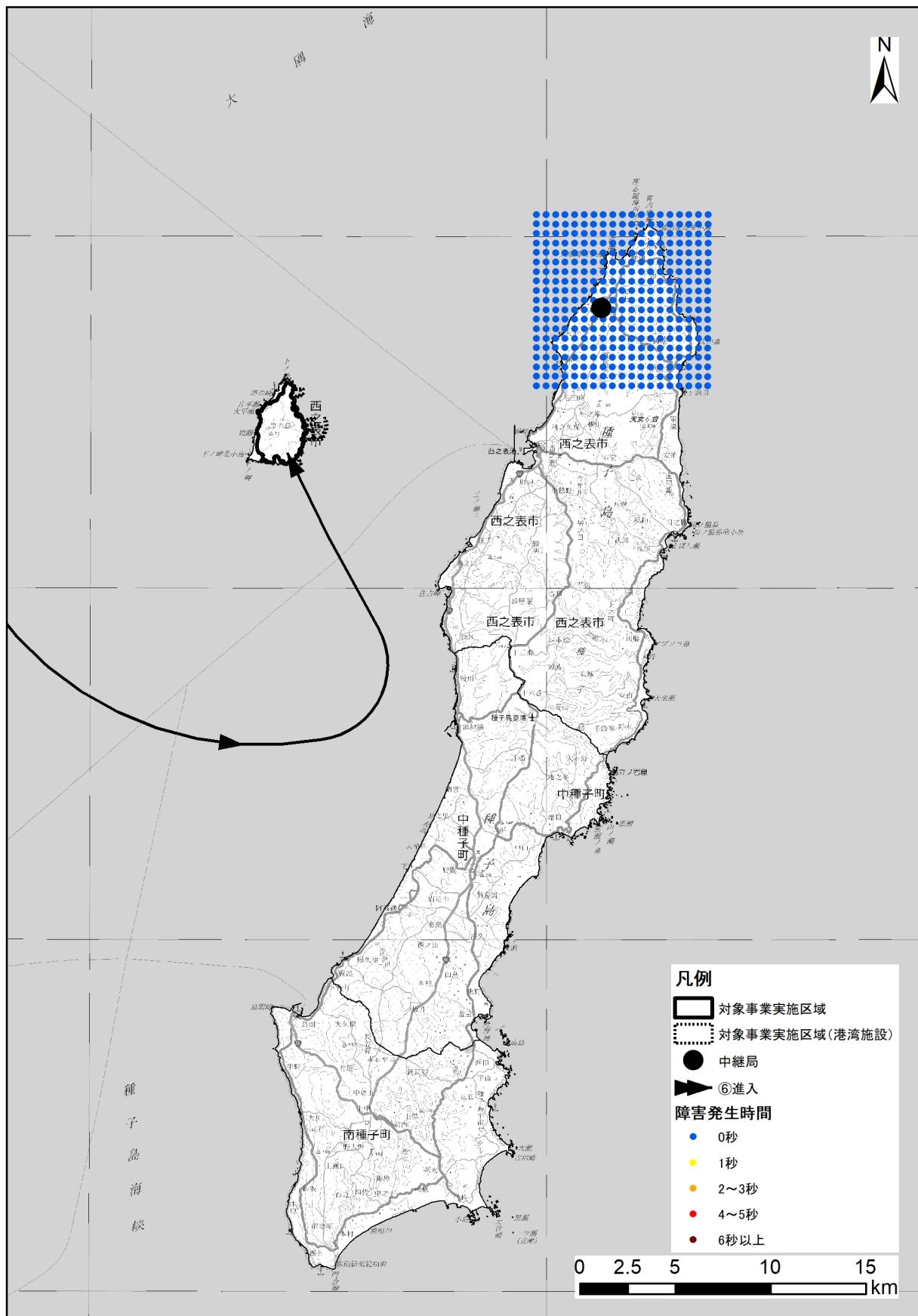


図-6.10.17(3) ケース 12 (ルート⑥進入：速度 400 ノット) 予測結果 (国上中継局)

6.10.3 評価

(1) 飛行場及びその施設の存在及び供用

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(a) 環境保全措置の検討

電波障害について、航空機の運航に伴う影響を低減するため、以下に示す環境保全措置を講じることとしています。

- ・飛行経路が種子島からできる限り遠ざかるよう滑走路を配置します。

上記の環境保全措置を予測の前提として検討した結果、航空機の運航に伴う影響を以下に示すとおり予測しました。

- ・いずれの予測ケースにおいても、種子島には航空機の運航に伴う電波障害の影響はないものと予測されます。

上記の予測結果を踏まえ、航空機の運航による電波障害の影響に関するさらなる環境保全措置は講じないものとします。

(b) 環境影響の回避・低減の検討

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、航空機の運航に伴う電波障害の影響はないと予測され、環境影響は低減されているものと評価しました。

2) 国又は関係地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(a) 環境保全の基準又は目標

国又は鹿児島県による電波障害に係る環境保全目標や環境基準はないことから、現状の電波受信状況を維持することを目標としました。

(b) 環境保全の基準又は目標との整合性

国または鹿児島県による電波障害に係る環境保全目標や環境基準はないものの、調査及び予測の結果、航空機の運航に伴う電波障害の予測結果は、「現状の電波受信状況を維持すること」とする環境保全の目標を満足することから、飛行場及びその施設の存在及び供用に伴う電波障害の影響については、環境保全の基準又は目標との整合性が図られているものと評価しました。